

森本工業団地への立地企業を募集します！

市内・市外企業を対象とした 「区画分割による譲渡」「リース方式による貸付」

平成30年4月24日
京丹後市役所

森本工業団地の第1区画・第2区画については、立地企業の初期投資にかかる負担を軽減するため、平成29年11月1日から平成30年3月30日までの間、市内企業を対象にリース方式による立地企業を募集しましたが、応募がありませんでした。

この度、市内企業、市外企業を問わず、土地リース方式により立地企業を募集することとしました。また、第1区画については、企業のニーズに合わせて分割による区画内の一部のみの譲渡、貸付にもご相談に応じることといたしましたので、併せてお知らせします。

1 募集する区画

森本工業団地 第1区画（54,463.67㎡）及び第2区画（5,702.19㎡）

2 分譲方法

次の3方式により立地企業を募集します。

①「譲渡」

用地を売買契約により譲渡するものです。契約成立後、土地代を支払っていただきます。

②「貸付特約付譲渡」

一定期間（10年以内）用地を貸し付け、その期間満了時に用地を譲渡するものです。貸付期間は賃借料のみ支払っていただき、貸付終了時に土地代を支払っていただきます。

③「貸付」

用地の貸付を行うものです。企業には年度毎に賃借料を支払っていただきます。

3 条件

●区画単位での譲渡、貸付特約付譲渡及び貸付となります。

ただし、第1区画については、分割による区画内の一部の譲渡、貸付についてもご相談に応じます。

●土地価格、貸付料の目安

・「譲渡」の場合

土地価格：11,600円～14,500円/㎡（区画のエリアによって単価が異なる）

- ・「貸付特約付き譲渡」の場合

貸付料（年額）：220～320 円程度／㎡（区画・貸付年数等により変動）

貸付期間終了時の譲渡代金：7,600 円～10,600 円程度／㎡（同上）

- ・「貸付」の場合

貸付料（年額）：415～465 円程度／㎡

（固定資産税評価額の6%。3年ごとの評価替えにより変動）

- ①～③の分譲方法すべてにおいて、契約時に別途契約保証金が必要です。

※「譲渡」及び「貸付特約付き譲渡」は、議会の議決により土地価格、貸付料の額が決定されますので、上記の額が変更となる場合があります。

4 募集対象企業と土地の用途

募集対象企業は、①～③の分譲方法の契約日から2年以内に用地を直接的に使用して操業を開始する企業で、市内・市外企業の別は問いません。

土地の用途は、製造業、物流業、研究所などの設置及び操業とし、工業団地の立地にふさわしくない用途（住宅、販売、風俗営業、公序良俗に反する活動、廃棄物処理、娯楽・遊技目的等の施設）は対象外です。

5 募集期間

- 「貸付特約付き譲渡」及び「貸付」

平成30年4月24日（火）～平成30年7月31日（火）

- 「譲渡」

募集期間は特に定めず、随時、ご相談、お申込みを受け付けます。

6 立地企業の決定

京丹後市工業団地工場用地譲受人等審査選考委員会で審査・選考を行い、「譲渡」、「貸付特約付譲渡」については議会の議決を得た上で、決定します。

問合せ先：商工観光部商工振興課
企業・雇用対策係

電話：0772-69-0440

森本工業団地区画配置図

